

医療保険の一部負担金の免除について(医療機関、患者あてのQ&A)
(市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度・健康保険・船員保険)

【一部負担金の還付関係等】

問1 一部負担金等免除証明書(以下「免除証明書」という。)の有効期限後、医療機関等の窓口で有効期限が更新された免除証明書を提示できなかった場合、一部負担金は免除にならないのか。

(答)

免除証明書の有効期限後は、有効期限が更新された免除証明書を医療機関等に提示しない場合、原則として一部負担金の支払いが必要になります。ただし、免除証明書が手元に届いていない場合など、提示できなかったことがやむを得ないと認められるときは、ご加入の医療保険の保険者に申請を行うことにより、支払った額の還付を受けることができます。

問2 保険者から還付を受けるためには、どのような書類が必要になるのか。

(答)

すでに支払ってしまった一部負担金の還付を受けるためには、ご加入の医療保険の保険者に還付申請書を提出する必要があります。還付申請書を提出する際には、

- ①免除証明書(免除証明書の交付申請がお済みでない方は免除申請書)
- ②医療機関等が発行した領収証など、支払った一部負担金の金額が確認できる書類

を併せてご提示ください。なお、還付申請書を提出する時点で、有効期限が更新された免除証明書が手元に届いていない場合には、ご加入の医療保険の保険者にお問い合わせください。